

遺伝子組換え表示制度の一部改正案についての意見書

食のコミュニケーション円卓会議

2018.11. 2

新たな遺伝子組換え表示制度に係る内閣府令一部改正案の考え方

- ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実に即した表示を、
- ② さらに、遺伝子組換え農産物が不検出の場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする。

意見1

- ① の下線部、事実に即した表示について、

(1)、事実に即した表示を行うことは当然ですが、併せて、消費者に誤認や誤解を招かない分かりやすい表示を目指すべきです。そのために事実に即した表示を、事実に即し、消費者の誤認を招きにくい表示に、修正することを要望します。

(2)、改正案の表示例で示されている意図せざる混入率5%～不検出の任意表示について

食のコミュニケーション円卓会議が実施した消費者アンケート(別紙1)結果では、「遺伝子組換え原料の混入5%以下」が最も誤認率が低い結果となり、食品の遺伝子組換え原料含有について正しく消費者に情報伝達ができることが判明しています。特に、一括表示欄外に表示する場合、及び、一括表示事項欄に表示する場合共に、「分別管理をした」というだけの表示では消費者が入っていないと誤認する割合が55.5-70.8%と高くなっており、こうした「分別管理した」というだけの表示は適切でなく、任意表示を行う場合の表示例としては「遺伝子組換え原料の混入5%以下」を例として活用されることを強く要望します。

意見2

- ②の下線部、不検出について

(1)消費者の選択に資することを考慮すると、不検出の値は、なるべくゼロベースを目指すべきです。遺伝子組換えでない并表示していながら、一定程度含まれるとすれば消費者の優良誤認を招く大きな懸念があるからです。公定検査法の案が出た段階で、消費者委員会食品表示部会だけでなく、一般からも意見聴取を行い、その結果に基づいて慎重に検討されることを強く要望します。

意見3

補足資料の 8 頁 7 事業者による第三者分析機関における検査の要否
2の②について

国産又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものでありとの記載がありますが、「国産」を書く理由は何でしょうか。日本では商業栽培が禁止されているわけではありませので今後、遺伝子組換え農産物を栽培したい農家が出てくるかもしれません。誤解を招きかねない書き方ですので、「国産」という文字は削除したほうが良いと思います。

意見4

附則 第 2 条(経過措置)について

現状においても、「遺伝子組換えでない」の表示は 5%以下～不検出と不検出の両方のものが並存しているのだから、並存の混乱を避けるために、施行を遅らせるのは、まったく意味のないことと考えます。

「遺伝子組換えでない」の表示は任意表示であることから、公布と同時に施行することは可能であり、一部の食品事業者しかこの表示に関係しないことを考えると、経過措置期間は 2 年程度が適切と考えます。

別紙 1

2018 年 7 月 23 日

消費者庁長官
岡村 和美様

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

『意図せざる混入率が 5%以下』の場合の表示案について 消費者アンケート結果を基にした意見書

分別生産流通管理された遺伝子組換え作物の混入率 5%以下のものについて、あえて分別生産流通管理されたことを強調して表示する必要は無いと思いますが、任意で表示する場合は消費者に正しい情報が伝わるように表示すべきと考えます。

表示案：「遺伝子組換え原料の混入 5%以下」が最も誤認率が低い結果となり、食品の遺伝子組換え原料含有について正しく消費者に情報伝達ができることが判明、この任意表示を活用して頂きたい。

遺伝子組換え表示制度に関する検討会第 10 回の参考資料にある混入率 5%以下の表示例（想定例）8 例と、食のコミュニケーション円卓会議から提案した 1 例の計 9 表示例（参考資料 1）について、「遺伝子組換え原料が入っていない」と誤認を招く割合を知るため、全国の消費者（2,062 名、20 歳代から 60 歳代まで各年代男女それぞれ約 200 名）を対象にインターネットによるアンケート調査を 2018 年 6 月に実施しました。

9 表示案の内、最も誤認率が低い案は食のコミュニケーション円卓会議提案の表示案⑨（誤認は 5%未満）となり、9 案の中では、食品の遺伝子組換え原料含有について最も正しく情報伝達ができているとの結果を得ました（参考資料 2）。

従って、表示案⑨「遺伝子組換え原料の混入 5%以下」を積極的に活用されることを提案します。

なお、表示案①、⑥、⑦、⑧については、「遺伝子組換え原料が入っていない」と誤認する人の割合が 50%を超えて他の表示に比べてかなり高くなっていることを付記します。

以上

参考資料 1

第 10 回検討会の参考資料より引用

(1) 一括して表示する事項（枠内）とは別に任意の場所に表示する場合

- 表示案① 遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。
- 表示案② 分別管理された大豆を使用していますが、遺伝子組換えのものが含まれる可能性があります。
- 表示案③ 遺伝子組換え大豆ができるだけ混入しないよう、生産・流通・加工の段階で適切な管理を行っています。
- 表示案④ 遺伝子組換え大豆ができるだけ混入しない原材料調達・製造管理を行っています。

表示案⑤ 大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。

(2) 一括して表示する事項として原材料名欄に表示する場合

表示案⑥ 遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたもの

表示案⑦ 遺伝子組換えの混入を防ぐため分別

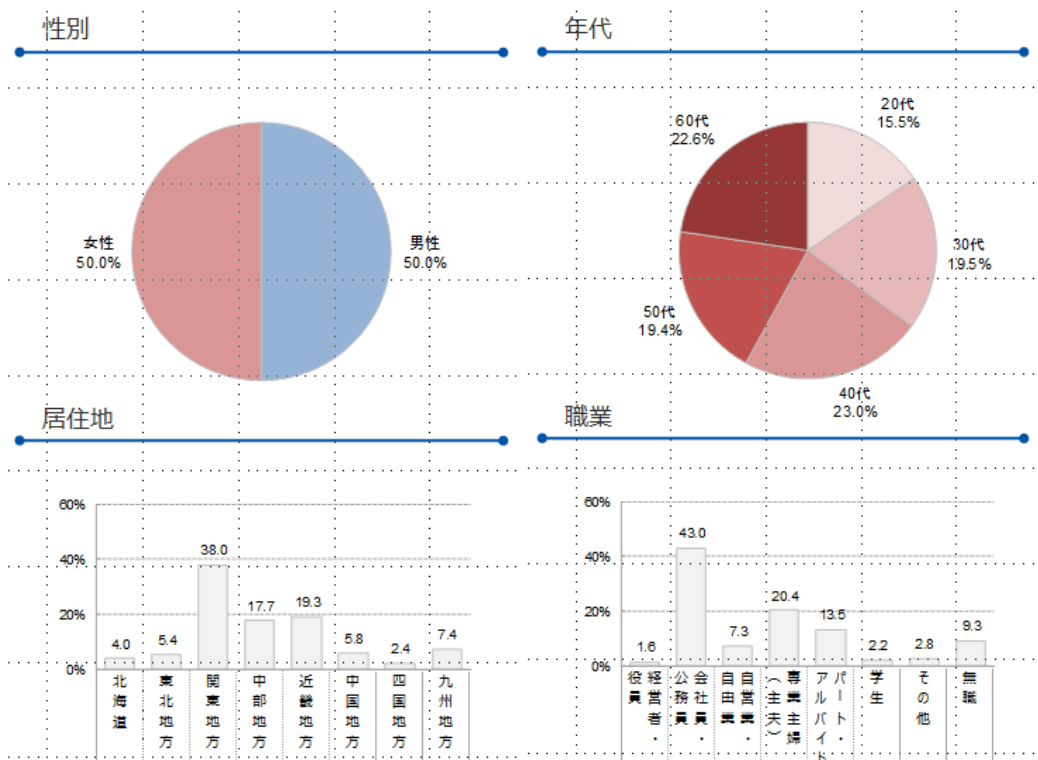
表示案⑧ 遺伝子組換え混入防止管理済み

食のコミュニケーション円卓会議の提案

表示案⑨ 遺伝子組換え原料の混入5%以下

参考資料2

回答者属性 n=2,062



9つの表示案についてのアンケート結果

